

## 届出が必要となる対象工作物一覧

※上越市景観条例施行規則第2条（抜粋）

	対象工作物
(1)	門、垣、柵、塀、擁壁、金網、花壇その他これらに類する物
(2)	日よけ、雨よけ、雪囲いその他これらに類する物
(3)	煙突、排気塔その他これらに類する物
(4)	高架水槽、冷却塔その他これらに類する物
(5)	装飾塔、記念塔、彫像、時計台その他これらに類する物
(6)	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、電波塔その他これらに類する物
(7)	道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留場、標識、アーケード、ベンチ、ごみ入れその他これらに類する物
(8)	高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物
(9)	立体駐車場及び立体駐輪場
(10)	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他の空中線系及びこれらの支持物
(11)	ごみ集積所
(12)	交通安全施設
(13)	街灯、照明灯その他これらに類する照明施設
(14)	ゴルフ練習場、野球場その他これらに類する運動施設
(15)	ボブスレー、スキーリフトその他これらに類する遊戯施設
(16)	石油類、穀物、セメントその他これらに類する物を貯蔵する施設
(17)	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
(18)	汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
(19)	前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める物